

議案第93号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号及び第33号を削り，同項第34号中「第78条第4項」を「小松島市行政不服審査会条例（令和4年小松島市条例第 号）第9条第1項」に改め，同号を同項第32号とし，同項第35号を同項第33号とする。

第3条中「納付を」を「送付を」に改める。

第5条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，第3条の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 小松島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年小松島市条例第 号）附則第3条第3項及び小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年小松島市条例第 号）附則第2項の規定により従前の例によることとされている自己情報の開示及び行政情報の開示に係る手数料の額及び徴収時期については，なお従前の例による。